

笠岡市高齢者タクシーチケットマイナンバーカード移行業務委託に係る仕様書

1. 目的

岡山県笠岡市(以下、「本市とする。」)では、高齢者の外出の機会と社会参加の促進を図り、閉じこもり及び心身機能の低下を予防することを目的とした高齢者タクシーチケット助成事業として、指定のタクシーの運賃を助成するチケットを配布する事業を行っている。その中で、近年の人口減少や高齢化、物価高騰により、配布するチケットの印刷、郵送のコスト増大や使用済みチケットを処理するタクシー事業者や本市職員による事務作業の増加が一つの課題となりつつある。そこで、今年度は、上記の課題を解決する一つの方法として、利用者の利便性の向上やタクシー事業者、本市職員の事務作業の効率化の検証を目的としたマイナンバーカードを利活用した新たなシステムを構築し、実証実験を行うことで、本格導入に向けた検証を行う。

2. 本業務の内容

(1) 調達範囲

「3. 機能要件」に定義された仕様を満たすシステム構築を行う。システム構築に係る調達範囲は、本システム利用をする際に、必要となるシステム資産や委託作業を含めるものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。

(2) 調達計画

ア 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

また、実証実験の実施時期等については、本市と調整、協力の下、実施すること。

イ スケジュール（予定）

スケジュールは、下記のように予定しているが、円滑にシステム開発をした上で実証実験へと移行できるよう配慮し、全工程を通じて無理のないスケジュール及び体制を提案すること。

公募の開始（告示）	令和7年5月 1日（木）
質問書の提出期限	令和7年5月14日（水）12時まで
質問に対する回答予定	令和7年5月21日（水）までにホームページで回答
参加表明書等の提出期限	令和7年5月27日（火）17時まで
企画提案書等の提出	令和7年6月10日（火）17時まで
プレゼンテーション	令和7年6月20日（金）

選考結果の通知

令和7年6月27日（金）まで

契約締結

令和7年7月初旬

3. 機能要件

(1) システム開発

ア カードAP搭載システム

地方公共団体情報システム機構が提供しているサービスが利用できるように、必要な手続きを行う。

※カードAP搭載システムとは、マイナンバーカードの拡張利用領域に、カードAPを書き込むものである。

イ 利用登録システム

- ・マイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスを利用し、電子的な本人確認を行うことができる機能を有すること。
- ・マイナンバーカードのカードAP内に、サービス利用に必要な情報を書き込むことができる機能を有すること。

ウ 端末システム

- ・タクシー事業者、タクシードライバー、初乗り運賃などの情報を設定できる機能を有すること。
- ・マイナンバーカードのICチップ内のカードAPの情報を読み、利用資格確認ができる機能を有すること。
- ・利用者の利用情報を端末内部に保持することができる機能を有すること。
- ・端末内に保持した利用情報をタクシー事務所などインターネット回線が接続できる場所において、サービスサーバへ利用情報をアップすることができる機能を有すること。

エ 精算システム

- ・サービスサーバに保持されている利用情報を閲覧することができる機能を有すること。

オ サーバの構築

本システムを構築する際に、必要なサーバの構築を行うこと。

カ その他

- ・他自治体での類似案件の導入実績があるシステムとすること。

- ・操作が簡単にできるシステムであり，親しみやすくわかりやすいユーザインターフェース機能を保持していること。

(2) 他システム連携要件

ア 庁外システムとの連携

本システムは，以下のような外部システムとの連携を行う予定である。

連携先	情報等	方向	方法	頻度
公的個人認証システム	氏名，住所，生 年月日，性別， 電子証明書等	送受信	インターネット	随時

4. 非機能要件

(1) 前提条件

ア システム利用時間

稼働時間については，平日，土日祝日を問わず，最大 24 時間の利用ができること。

イ システム利用者

管理者

利用者	本市職員
想定する認証方法	ログイン ID，パスワード
利用するシステム	カード AP 搭載システム 利用登録システム 精算システム

タクシードライバー

利用者	タクシードライバー
想定する認証方法	無し
利用するシステム	端末システム

タクシー事務所等

利用者	タクシー事務所
想定する認証方法	ログイン ID，パスワード
利用するシステム	精算システム

ユーザー

利用者	市民
-----	----

想定する認証方法	マイナンバーカード
利用するシステム	端末システム

ウ システム利用規模

システム利用者想定数	管理者：５名程度 タクシー台数：７２台程度 タクシー事務所：１５か所 ユーザー：約３，５００名
利用端末想定数	・カードAP搭載システムと利用登録システム用端末５台 ・精算システム用(庁内)端末２台 ・端末システム用端末７２台 ・精算システム用(タクシー事務所)端末１５台

エ システム利用環境

- ①「カードAP搭載システム」は、地方公共団体情報システム機構が提供しているサービスであり、庁内の事務処理用端末(LGWAN 接続)を用いて利用する。端末は、本市にて用意したものを利用すること。
- ②「利用登録システム」は、庁内の事務処理用端末(LGWAN 接続)を用いて利用すること。端末は、本市にて用意したものを利用すること。
- ③「精算システム」は、庁内のインターネット接続端末を用いて利用すること。端末は、本市にて用意したものを利用すること。
- ④「端末システム」は、タブレット端末もしくはスマートフォン端末を用いて利用できること。
- ⑤「精算システム」は、タクシー事務所内のインターネット接続端末を用いて利用できること。端末は、タクシー事業者にあるものを利用する予定。
- ⑥ サーバ

クラウド上で必要なサーバリソースを確保すること

システム開発、実証実験期間におけるクラウドサーバの利用に関する費用については、本業務の範囲とすること。
- ⑦ ネットワーク

ネットワークについては、LGWAN 回線は、本市が用意したネットワークに接続すること。インターネット回線については、回線の準備及び回線利用に関する費用については、本業務の範囲とすること。

５. その他

契約の履行に当たり、本市より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び事業運営上の一切の情報及び個人情報等を第三者に開示・漏えいしないこと。ただし、開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報はこの限りでない。

また、目的物の納入後、別途合意した期間内にこの目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見され、遅滞なく通知した場合、当該目的物の代替品の納入、代金の減額、修補又は修補に要する費用の負担を行うとともに、これとあわせて当該契約不適合により本市が被った損害を賠償する。

6. 連絡調整等

開発及び運用に当たっては進捗状況を定期的に報告すること。また、技術検証の実施に際しては協力を行うこと。